

令和5年度第4回神奈川県医療対策協議会 次第

日時 令和6年3月15日（金）
18時00分から20時00分

方法 オンライン形式（ZOOM）
配信会場：神奈川県総合医療会館2階
テレビ会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

- ア 協力型臨床研修病院の新規指定について（資料1）
- イ 令和7年度臨床研修医募集定員調整（案）について（資料2）
- ウ 神奈川県医療対策協議会部会の専門研修ワーキンググループの廃止について（資料3）
- エ 修学資金貸与医師の配置について（資料4）
- オ キャリア形成プログラムの策定について（資料5）

(2) 報告事項

- ア 地域枠修学生及び医師について（資料6）
- イ 特定労務管理対象医療機関の指定について（資料7）

(3) その他

3 閉 会

神奈川県医療対策協議会 出席者名簿

◎ 委員

令和6年3月15日 オンライン開催

NO	所属・役職	氏名	備考
1	学校法人東海大学医学部 教授	鈴木 秀和	
2	社会医療法人社団三思会東名厚木病院 名誉院長	山下 巖	
3	三浦市立病院 総病院長 (全国自治体病院協議会神奈川県支部長)	小澤 幸弘	
4	公益財団法人横浜勤労者福祉協会汐田総合病院 顧問	窪倉 孝道	
5	公益社団法人神奈川県医師会 理事	小松 幹一郎	
6	公立大学法人横浜市立大学医学部 医学部長	寺内 康夫	
7	学校法人北里研究所北里大学医学部 教授	石倉 健司	
8	学校法人聖マリアンナ医科大学 学長	北川 博昭	
9	独立行政法人国立病院機構箱根病院 院長	今井 富裕	欠席
10	独立行政法人地域医療機能推進機構 横浜中央病院 院長	川田 望	
11	公益社団法人神奈川県病院協会 会長	吉田 勝明	
12	公益社団法人神奈川県看護協会 会長	長野 広敬	
13	政令市（川崎市健康福祉局保健医療政策部担当部長）	小泉 祐子	代理出席：健康福祉局地域 医療担当課長 神田 正顕
14	都市衛生行政協議会（大和市健康福祉部長）	新比叡 明	
15	町村保健衛生協議会（中井町健康課長）	重田 勲	
16	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会 代表理事	矢野 裕美	
17	一般社団法人神奈川県産科婦人科医会 副会長	加藤 一喜	欠席
18	日本小児科学会神奈川県地方会 幹事代表	伊藤 秀一	



協力型臨床研修病院の新規指定について

2024/3/15（金）

令和 5 年度第 4 回医療対策協議会

1

1. 協力型臨床研修病院新規指定の取扱い

- 臨床研修を開始する年度の前々年度の10月31日まで（令和7年度から開始する場合、令和5年10月31日まで）に、基幹型臨床研修病院（以下「基幹型」という。）が、協力型臨床研修病院（以下「協力型」という。）の指定を受けようとする病院の書類を含めた必要書類をとりまとめの上、都道府県に申請する。
- 都道府県は書類審査により指定基準の充足状況を確認し、地域医療対策協議会で新規指定の可否を審議する。

※ 協力型臨床研修病院の指定基準

（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令 第6条）

- 医療法施行規則に規定する員数の医師を有する
- 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有している
- 適切な指導体制を有している
- 研修医に対する適切な処遇を確保している
- 医療に関する安全管理のための体制を確保している 等

2

2. 令和5年度申請状況

1 申請病院（1件）

- 茅ヶ崎中央病院

（住所）茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3 病床数：324床

※ 基幹型である湘南東部総合病院の研修プログラムにおける協力型として申請のあったもの

2 湘南東部総合病院を基幹型とする病院群で茅ヶ崎中央病院が臨床研修を実施する分野

- 必修科目：内科（一部）、外科（一部）

3 協力型としての研修開始可能日

- 令和7年4月1日（令和7年度プログラムから開始）

【参考：湘南東部総合病院（基幹型）】

（住所）茅ヶ崎市西久保500番地 病床数：327床 R6臨床研修定員：4名 3

3. 指定の取扱いに係る県の対応（案）について

○ 申請内容を審査したところ、指定基準を満たしており、湘南東部総合病院を基幹型とする病院群の協力型として臨床研修を実施することに問題がないため、茅ヶ崎中央病院を協力型として新規指定することとしたい。

○ 指定された場合、茅ヶ崎中央病院は令和7年度から湘南東部総合病院の協力型として臨床研修医を受け入れる。

神奈川県医療対策協議会部会の 専門研修ワーキンググループの廃止について

医療課人材確保グループ
令和6年3月15日

Kanagawa Prefectural Government

専門研修プログラムワーキンググループについて

◆ 設置の目的

平成29年度からの新専門医制度開始にあたり、地域医療の観点から、本県の具体的な専門研修病院の状況の検証を行うために、神奈川県医療対策協議会設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県医療対策協議会の部会として「専門研修プログラムワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）を平成28年5月13日に設置した。

なお、具体的な設置の目的は下記のとおりである。

- 地域医療の観点から、日本専門医機構から提供された県内基幹施設の専門研修プログラムに必要な施設が漏れていないかの検証。
- 連携施設から基幹施設、又は連携施設とならなかった医療機関から基幹施設に対して、改善や調整すべき事項がないかの意見照会。
- 管内の専門研修プログラムの検証結果を国へ報告するための協議会の合意を得ること。

Kanagawa Prefectural Government

専門研修プログラムワーキンググループについて

◆ ワーキンググループの現状

- 平成30年度より新専門医制度が始まったことにより、設立当初の目的である個別の基幹病院の確認や調整については達成された。
- 現在の主な議論の内容は、「医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議」となっている。
- しかし、厚生労働省から依頼をされる専門医機構への意見書の提出依頼のスケジュールがタイトであり、令和4, 5年は医療対策協議会において書面にて協議を実施した。
- 今後も厚生労働省から依頼をされる専門医機構への意見書の提出依頼の及びシーリングに係る資料の提供が早くなることは考え難く、医療対策協議会において書面協議を行うことが想定される。

2

専門研修プログラムワーキンググループの廃止について

◆ ワーキンググループの廃止について

下記の理由によりワーキンググループを廃止することとしたい。

【廃止理由】

- 設立当初の目的である個別の基幹病院に関する確認や調整については達成したこと
- 厚生労働省へ提出するスケジュールの都合上、ワーキンググループにおいて協議を実施することが困難であること。
- 令和4, 5年度には医療対策協議会にて書面協議を行っていることから、医療対策協議会でも支障なく協議を行えること。
- 令和6年3月31日をもってワーキンググループの委員の任期が終了すること。

3

専門研修プログラムワーキンググループの廃止後の対応

◆ ワーキンググループの廃止後の対応

- ワーキンググループにて行っている**医師法第16条の10の規定に基づく専門研修に関する協議について**は、令和4, 5年度に引き続き医療対策協議会にて協議を行うこととしたい。
- その他、専門研修に係る事項についても医療対策協議会にて協議を実施することとしたい。

(参考) 「医師法第16条の10」について

- 例年7月末に厚労省より「医師法第16条の10」の規定に基づき、専門研修プログラムに関して都道府県に意見提出の依頼がある。

医師法第16条の10

医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき（当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。）は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聴いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

⇒ 機構が専門研修プログラムに関する計画を定めたり変更したりする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の意見を聞かなければならず、厚生労働大臣がその意見を述べるときは、あらかじめ各都道府県医療対策協議会の意見を聞かなければならない。

⇒ 機構は、厚生労働大臣の意見を当該計画の内容に反映させる努力義務を負う。



修学資金貸与医師の配置調整（案）について

2024/3/15（金）

令和 5 年度第 4 回医療対策協議会

1

本日も議論いただきたい内容

- ・現在、修学資金貸与医師で臨床研修 2 年目の 13 名が、令和 6 年 3 月末で臨床研修を修了する予定である。
- ・また、自治医科大学卒業医師についても令和 5 年度第 3 回医療対策協議会において配置に係る考え方を了承いただいたところである。
- ・令和 6 年 4 月からの指定医療機関を決定(配置調整)する必要がある。

修学資金貸与医師の臨床研修修了後の配置調整について、資料 4 - 2 の配置調整（案）のとおり、並びに自治医科大学卒業医師の配置調整について、資料 4 - 3 の配置調整（案）のとおり、配置してよいか。

2

1 地域枠医師の配置（案）

3

1. 対象地域枠医師配置（案）について



○ 対象医師：13名

（うち令和4年3月卒業12名、令和3年3月卒業1名）

大学名	対象人数	備考
横浜市立大学	5名	（平成27年4月入学者1名 平成28年4月入学者4名）
聖マリアンナ医科大学	4名	（平成28年4月入学者4名）
北里大学	1名	（平成26年4月入学者1名）
東海大学	3名	（平成28年4月入学者3名）

4

2. 地域枠医師配置までのスケジュール

○ これまでの経緯と今後の流れ

	令和5年6月以前	7～9月	10～12月	令和6年1～3月	令和6年4月～
手続き関係	キャリア形成プログラム誓約書又は選択書を送付 修学資金貸与医師に対するキャリア形成プログラムへの参加	7月 臨床研修修了後の意向調査 修学資金貸与医師に、専門医の取得希望及び希望する専門研修病院を調査 		協定締結 指定医療機関決定通知書（指定病院決定通知書）を修学資金貸与医師に送付（3月末） 	指定医療機関（指定病院）で修学資金貸与医師が勤務を開始
会議		9月8日 第2回医療対策協議会 意向調査の結果共有	12月19日 第3回医療対策協議会 配置に係る考え方を協議	3月15日 第4回医療対策協議会で・修学資金貸与医師の配置調整(案)を決定	

5

2 自治医科大学卒業医師の配置（案）

6

自治医科大学卒業医師の配置方法について

令和5年度第3回
医療対策協議会説明内容

○ 本県のローテーションは原則として以下のとおりである。

【ローテーション】

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門医取得）	地域医療機関勤務
	神奈川県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立又は公的医療機関

【卒後6～9年目の配置先】

卒後6・7年目		卒後8・9年目
奇数期	偶数期	
派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・診療所（煤ヶ谷診療所は除く） ・保健福祉事務所（以下、「HWC」という） ※同期で2年間を分担 ※2名期と3名期があり、ローテーションを各自設定	派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・煤ヶ谷診療所 ※同期で2年間を分担 ※2名期と3名期でローテーションを各自設定	県内の公立・公的病院 ※医師派遣を要望する公立又は公的医療機関から、県が選定して配置する。 ※配置先は、原則として2年間固定とする。

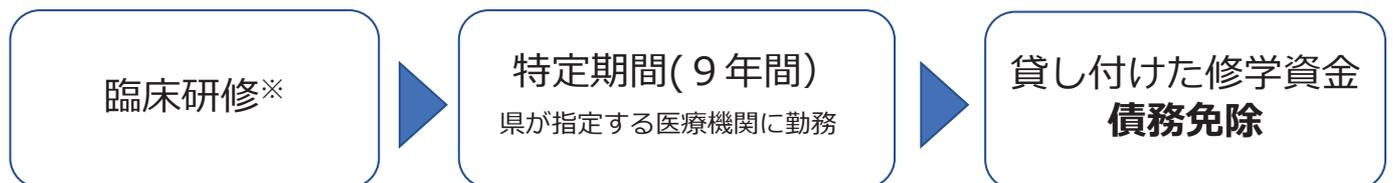
（参考）修学資金貸与制度について



○ 趣旨説明

修学資金貸与医師

- 産科等医師修学資金貸与医師（以下、「産科等医師」）
- 地域医療医師修学資金貸与医師（以下、「地域医療医師」）



※ 令和元年7月に条例を改正し、当該医師が令和2年3月までにキャリア形成プログラムを選択した場合、臨床研修を含めて特定期間が9年間となる。

○ 趣旨説明

義務年限		
1～2年目	3～5年目	6～9年目
臨床研修	専門研修	地域医療実践
県内の臨床研修病院	県内の基幹施設	キャリア形成プログラムに 搭載されている「地域実 践」医療機関
※平成30年度以前の入学者は キャリア形成プログラムへの 参加を前提として不問	※期間はプログラムで研修に 必要としている期間	※対象医療機関は毎年調査の 上、選定

9

(参考) 具体的な配置方法イメージ

ア 卒後1～2年目（臨床研修）

- 地域枠医師は県内臨床研修病院の中から希望する医療機関を選択

イ 卒後3～5年目（専門研修）

- 専門医制度新整備指針にいう「基本的診療能力の獲得」のため、専門医の取得を推奨
- 県内の専門研修基幹施設のプログラムを履修し、県内医療機関に配置
- 医師の希望により専門研修は履修せず、「地域実践」医療機関からの選択も可能

ウ 卒後6～9年目（地域実践期間）

- 派遣先医療機関の受入希望状況を把握し、派遣予定医師に情報提供
- 地域枠医師は派遣先医療機関リストから従事したい医療機関を選択
- 各地域枠医師は希望する理由を明らかにして、派遣希望配置先（優先順位をつけて複数）を県に回答
- 県では、地域枠医師の理由を踏まえ、希望を尊重し、医療対策協議会において派遣先の承認手続きを行う

10

キャリア形成プログラムの策定について

令和6年3月15日

神奈川県健康医療局保健医療部医療課

Kanagawa Prefectural Government

キャリア形成プログラムの見直しについて

- ・ これまでの議論を踏まえて全体像を整理
- ・ 未検討事項の検討

Kanagawa Prefectural Government

キャリア形成プログラムの見直し（配置方針：地域偏在の是正）

対応：卒後6～9年目は、以下の図の病院群に基づき、以下の通り、**地域A、B群に所在する医療機関に、4年間従事**することを配置方針（案）とする。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修		専門研修			地域医療実践			
臨床研修病院 (県内の臨床研修病院)		専門研修基幹施設 (県内の基幹施設、連携病院)			地域A、B群 (医師偏在指標上、全国平均を下回る二次医療圏)			

※ **医師偏在指標は3年おきに変更されます**

【令和5年に示された医師偏在指標での状況】

多数区域・全国平均を上回る
多数区域・全国平均を下回る
医師少数でも多数でもない区域
少数区域



Kanagawa Prefectural Government

2

キャリア形成プログラムの見直し（キャリア開発との両立）

①：専門医取得（卒後3～5年目）との両立について

- ・専門研修プログラムによって、最短でも4年間研修期間が必要なプログラムがある。
 - ➔基本的には、**対応のとおり**、卒後6～9年目は地域A,B群となる専門研修プログラムを選択していただきたい。
 - ➔卒後6年目等に、**地域C群の従事**となる専門研修プログラムを選択することも可とするが、**義務年限に含まない**(義務年限を繰り延べる)。

(例)

○卒後6年目に専門研修を地域A,B群で勤務した場合、義務年限は通常どおり9年で終了

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
ローテーション	臨床研修		専門研修			地域医療実践			
従事地域	県内の臨床研修病院		地域A, B, C群			地域A, B群			

○卒後6年目に専門研修を地域C群で勤務した場合、**1年（卒後10年目）繰り延べる**。

← 繰り延べ →

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
ローテーション	臨床研修		専門研修			地域医療実践				
従事地域	県内の臨床研修病院		地域A, B, C群			地域C群	地域A, B群			地域A, B群

3

キャリア形成プログラムの見直し（キャリア開発との両立）

②：サブスペシャリティ取得のためのプログラム等との両立について

- 例えば、サブスペシャリティ取得のためのプログラムによっては、**地域C群での就業が必須である場合もある。**

➡**地域C群の従事も可とするが、義務年限に含まない**(義務年限を繰り延べる)。

【卒後6，7年目の2年間、地域C群に従事する場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
臨床研修		専門研修			義務年限外		地域医療実践			
臨床研修病院群 (県内の臨床研修病院)		地域A、B、C群 (県内の基幹施設、連携病院)			地域C群で従事 (サブスペシャリティの取得等)		地域A、B群		地域A、B群	

← 繰り延べ →

Kanagawa Prefectural Government

4

キャリア形成プログラムの見直し（キャリア開発との両立）

③：大学病院「本院」での勤務について

- 地域A,B群に所在する大学病院「本院」は、地域A,B群の範囲外とする。**
- ただし、診療科によっては、**地域A,B群の大学病院「本院」での従事が必須である場合もある。**

➡**地域A,B群での従事も可とするが、義務年限に含まない**(義務年限を繰り延べる)

【2年ごとに本院（地域A,B群）と地域医療機関（地域A,B群）とで勤務する場合の例】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
臨床研修		専門研修					地域医療実践					
臨床研修病院群 (県内の臨床研修病院)		地域A、B、C群 (県内の基幹施設、連携病院)			本院 (A,B群)		A,B群		本院 (A,B群)		A,B群	

Kanagawa Prefectural Government

← 繰り延べ →

5

キャリア形成プログラムの見直し（キャリア開発との両立）

義務年限の中断（繰り延べ）期間の上限について

○上限を設けている繰り延べ事由

専門研修期間中の県外研修(1年間まで)、大学院進学、留学(国内、海外)

→新プログラムでは、これらに地域C群及び大学病院「本院」での勤務を追加

○上限の拡大（案）

現行プログラム：他の繰り延べ事由と通算して4年間まで



新プログラム：他の繰り延べ事由と通算して6年間まで

（考え方：見直しに伴い、専門研修で最大1年、サブスペシャリティ等の取得で1年、合計6年間まで繰り延べ可能として、実効性を確保する）

Kanagawa Prefectural Government

6

キャリア形成プログラムの見直し（キャリア開発との両立）

どの時点の医師偏在指標による地域A・B・C群を適用するか

- ・ 医師偏在指標は3年ごとに変更される。
- ・ 卒後6年目以降に勤務する地域A,B群は、どの時点の医師偏在指標に基づくか。

◆対応案

(案) 令和5年に示された医師偏在指標にて決定した地域A,B,C群（スライド2）を適用する。

⇒ ・ 当面の間、地域群（A,B,C群）を固定し、地域群を変更しないこととしたい。

・ なお、医師偏在の状況等を注視し、変更等があった場合は、地域医療支援センター運営委員会等で協議を行う。

Kanagawa Prefectural Government

7

キャリア開発支援のための運用について①（キャリアコーディネーター）

キャリアコーディネーターとキャリア形成プログラム

キャリアコーディネーター（運用）

県の施策方針、地域枠学生・医師の意向、大学医局の人事方針等を踏まえ、地域枠学生・医師の抱える悩みやキャリア形成に対してアドバイス等を行う

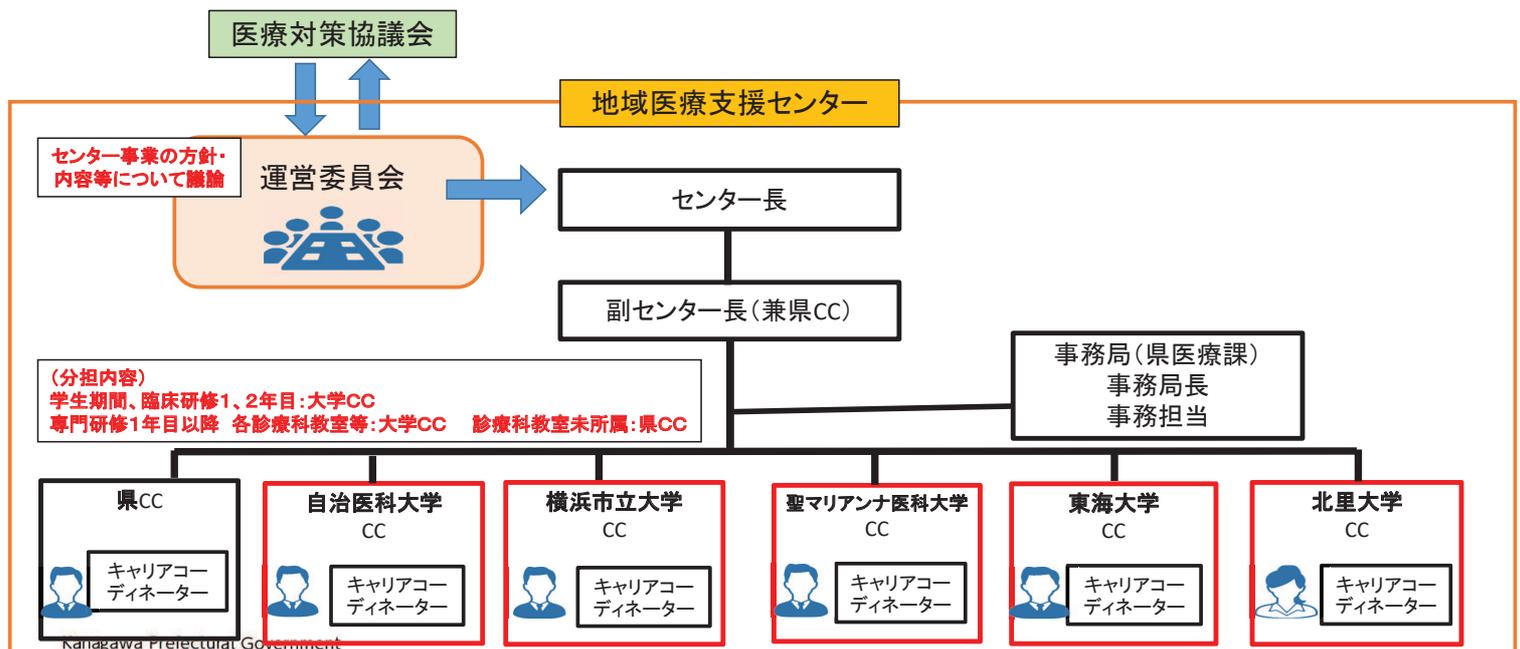


キャリア形成プログラム（方針・ルール）

「医師不足地域における医師の確保」（＝県の施策方針）と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」（＝地域枠学生・医師の意向）の両立を図ることを目的として、診療科別に義務年限中の就業先等を規定する計画

キャリア開発支援のための運用について①（キャリアコーディネーター）

大学にもキャリアコーディネーターを配置



キャリア開発支援のための運用について②（キャリアプランシート(案)）

キャリアプランシートの記載・共有（以下、検討中）

- 地域枠医学生、医師が作成
- 県、キャリアコーディネーター、本人（及び大学医局）の間で、本人の**義務履行の状況やキャリアプランを共有**する。
- 面談時に、キャリアプランシートを参考にキャリアコーディネーターがアドバイスをを行う。

キャリアプランシート（仮）

項目名			
氏名 神奈川 太郎			
住所 神奈川県横浜市中区日本大通1			
電話番号 045-210-1111		メールアドレス	
大学名	入学年	学籍番号	地域区分
《6年次以降に記載》			
指定診療科	キャリア形成プログラム加入状況	キャリア形成プログラム名称	
《医局・専門研修・資格》			
医局名称（加入の場合）	責任者（職/氏名）		
専門研修研修施設	基本領域	プログラム責任者（職/氏名）	

●研修履歴（卒業後）

年度	年次	勤務（予定）先	研修種別（職種）	研修期間	月数	義務年限履行年数
2016	1年目	済生会横浜市東部病院	臨床研修（内科）	4/1-3/31	12	1
2017	2年目	済生会横浜市南部病院	臨床研修（内科）	4/1-3/31	12	1
2018	3年目	横浜市立大学附属病院（内科）	専門研修（内科）	4/1-3/31	12	1
2019	4年目	横浜労災病院（内科）	専門研修（内科）	4/1-9/31	6	0.5
		横浜市立大学附属病院（内科）	専門研修（内科）	10/1-3/31	6	0.5
2020	5年目	横浜労災病院（内科）	専門研修（内科）	4/1-3/31	12	1
2021	6年目	横浜市立大学附属病院（消化器内科）	サブスペシャリティ	4/1-9/31	6	0.5
			産休・育休	10/1-3/31	6	
2022	7年目					
2023	8年目					
	9年目					
	10年目					
	11年目					
	12年目					
	13年目					
					合計	7

備考：

※育休、大学院進学等の中断期間を記載
 ※従事期間は1か月単位で算定

キャリア開発支援のための運用について③（サブスペ研修施設一覧(仮)）

サブスペ研修施設一覧(仮)の作成

見直し後のキャリア形成プログラムが適用されれば、4年間、地域A,B群で従事することになるが、**地域A,B群にも、サブスペシャリティ等の専門性を高めることのできる医療機関が数多く存在する。**

➡特に分野が広い**内科(13領域)**や**外科(4領域)**については、サブスペシャリティ領域の専門医資格の取得のため、**各学会等が認定した医療機関のリストを県が作成**し、キャリア形成プログラムの別冊とする。

➡地域枠学生・医師の皆さんが**自身のキャリアを考える際の参考**にさせていただく

(例) 消化器内科のサブスペシャリティの症例が取得できる病院（イメージ・検討中）

地域A群	地域B群	地域C群
○○○○病院（横市） △△△△（東海）	●●●●病院（横市） ■ ■ ■ 病院 ▲▲▲▲病院（北里）	◎◎◎◎病院（横市） ☆☆☆☆病院（聖マリアンナ） ◇◇◇◇病院

※（ ）内の記載は大学医局

キャリア開発支援のための運用について④（大学診療科教室等との調整）

地域枠医師が大学診療科教室等に所属した場合、県のキャリア形成プログラムと、医局の人事ローテーションとの調整が必要になる。



- キャリア形成プログラムの見直し案について、県内3大学の診療科教室等へ事前説明を実施済み
（残り1大学についても3月11日に事前説明予定。正式に新プログラムとして改訂された後も、説明の機会を設ける予定）
- 今後、地域枠医師が医局へ入局した際は、当該に対し、県のキャリア形成プログラムの内容について個別に説明し、医局のローテーションとの両立が図られるよう、前もって依頼する予定

新プログラムの適用対象者について

新プログラムの適用対象者

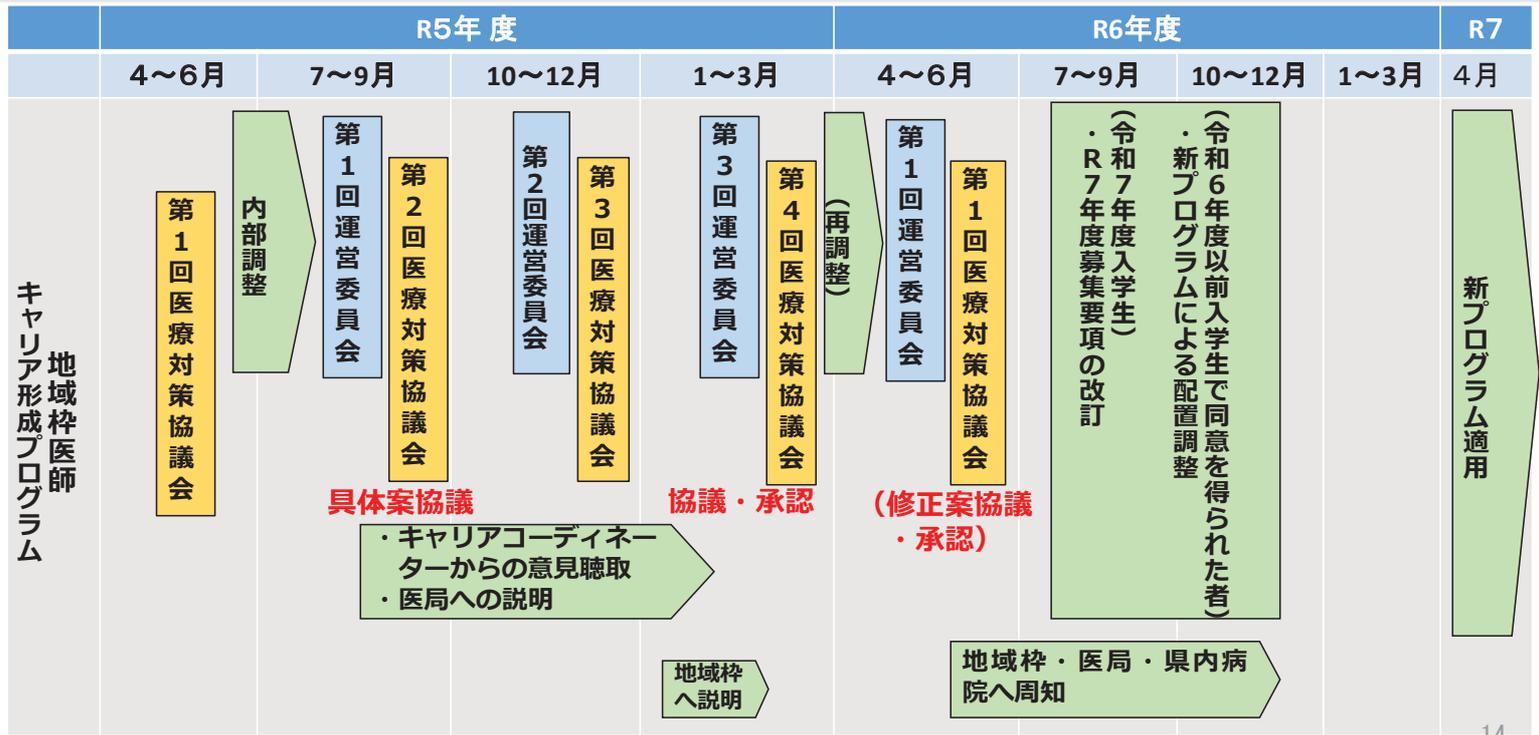
- ①必須適用：令和7年度以降の入学者
- ②任意適用：令和6年度以前の入学者（今後、同意いただいた場合に適用）

令和7年度からのプログラムの選択肢

	・医師（卒後1～7年目） ・医学部5、6年	・医学部1～4年 （令和2年度以降入学） ・高校3年	R7以降の入学生
新プログラム	○	○	○
現行プログラム	○	○	×
プログラム未加入	○	×	×

※新プログラムに同意しない場合でも、地域A,B群での勤務を推奨していく

令和5～7年度のスケジュール（キャリア形成プログラムの見直し）



地域枠への説明会の開催結果について

地域枠への説明会開催結果

名称：キャリア形成プログラムの見直しにかかる説明会
 日時：令和6年2月13日(火)～16日(金) 17時～18時 計4回
 (4回とも同内容。どれか1日に出席を依頼)
 方法：オンライン
 内容：キャリア形成プログラムの見直し案について
 対象者：修学資金貸与者(医学部1年生～医師7年目) 約200名
 出席者数：102名

アンケート結果(回答数36)

1 説明について

①分かりやすかった 31名 ②どちらとも言えない 5名 ③分かりにくかった 0名

2 新プログラムの印象

①良い印象 8名 ②どちらとも言えない 24名 ③悪い印象 4名

3 新プログラムへの加入・変更について

①検討してもよい 14名 ②分からない 8名 ③検討できない 14名

16

地域枠への説明会開催結果

○ 主な意見等

年次	区分	内容
大学3年	プログラム	地域枠という特性上、このような変更賛成。しかし、病院の選択権等のある程度の選択権は残していただけるとありがたい。
大学5年	プログラム	所属する医局が決定したり、家庭などを持つことで状況は変わると感じたが、可能であればA、Bの病院に従事しても良いと思った。
卒後5年	プログラム	呼吸器外科を専攻しており、A、B領域での関連施設が少なく参加困難。
卒後1年	プログラム	実際に県西部で勤務しているので新たなプログラムが必要であることは理解できる。但し医師としてのスキルアップという観点からすれば、経験症例に偏りが生じうるのでと懸念している。
卒後6年	プログラム	医師3-5年目のAB群での勤務を義務年限のカウントできるようにするべきと考える。子供を産む前に、家を買う前にAB群勤務を終わらせるという選択肢を与えるほうが持続可能性が高いのではないか。
卒後1年	その他	入学時は診療科の内容を知らないで地域枠で入学していて、同期で地域枠を離脱した人がいるが、枠がもったいないし、離脱するのは仕方ないと思った。制度上、難しいのかもしれないが、就職が決まってから、制度利用者を募ってもよいのではと思った。実際に同期で、8診療科内で地域A、B群に働いている人がいて、そういった方に地域枠に入ってもらったほうが良いと思った。

Kanagawa Prefectural Government

17

説明は以上です。